

(別紙)

新型コロナウイルス感染症に係る通所系サービス事業所の居宅への訪問によるサービス提供について運用におけるQ & A (相模原市における解釈となります)

1 総合事業の通所系サービスにおいても、この運用は適用されますか。また、どの報酬区分で請求をすればよいですか。

(答) 総合事業の通所系サービスにおいても適用されます。報酬区分はサービス提供時間5時間未満の単価で請求してください。

2 個別サービス計画や居宅サービス計画の見直しは必要ですか。

(答) 個別サービス計画や居宅サービス計画の見直しは必ずしも求めませんが、利用者へ、サービス内容や提供時間、報酬単価などの説明をし、理解を得るようにしてください。また、担当の介護支援専門員と十分な連絡調整を行ってください。

3 サービス提供時間の目安はありますか。

(答) サービス提供時間の目安はありませんが、通常時に行っていた個別サービス計画の内容を踏まえた、適正なサービス提供を行ってください。

4 サービス提供体制強化加算や介護職員処遇改善加算など、事業所の体制を評価する加算を算定することは可能ですか。

(答) 通常時に算定している加算については算定可能です。

5 機能訓練指導員ではない職員が居宅を訪問してサービス提供を行った場合、個別機能訓練加算や運動器機能向上加算など、専門職の配置が要件とされる加算を算定することは可能ですか。

(答) 機能訓練指導員が行う訓練の内容を把握している介護職員等が、個別機能訓練計画等に沿ったサービスを提供した場合は算定可能です。(介護職員等が1人で訪問しサービスを提供した際は、個別機能訓練加算 と の同時算定はできません。)

6 通常時に入浴のサービスを行っていた利用者に対して、居宅での清拭などを行った際は、入浴介助加算を算定することは可能ですか。

(答) サービスの必要性を確認し、清拭・部分浴など入浴介助に準ずるサービスを提供した場合は算定可能です。

7 訪問によるサービス提供は、送迎を行わない場合の減算の対象ですか。また、事業所と同一建物に居住する利用者への訪問によるサービス提供は減算の対象ですか。

(答) 通常時に送迎を行っている利用者に対しては、減算の対象とはなりません。ただし、通常時も送迎減算を算定している利用者、又は事業所と同一建物に居住する利用者への訪問によるサービス提供は、減算の対象となります。

8 利用者の居宅への訪問を行わず、電話による安否確認を行った場合は、介護報酬の算定が可能ですか。  
(令和2年4月7日追加)

(答) 利用者等の意向を確認した上で、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、相応の介護報酬の算定が可能です(事業所が休業の要請を受けた場合は1日2回、休業の要請を受けていない場合は1日1回まで算定可能)。

詳細は、『新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第6報)』(令和2年4月7日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡)及び『新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報)』(令和2年4月9日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡)をご覧ください。

9 訪問によるサービス提供や電話での安否確認を行った場合の、利用者負担額を軽減・免除することは可能ですか。  
(令和2年5月1日追加)

(答) 訪問によるサービス提供や電話での安否確認による算定は、あくまで介護報酬上の算定の特例となります。算定において、利用者負担額を軽減・免除することは、指定の取消等を直ちに検討すべき重大な基準違反であり認められません。利用者へは、利用者負担額が発生することについて十分に説明を行い、同意を得るようにしてください。